

## 刈谷市コミュニティバス「かりまる」広告取扱要領

### （趣旨）

第1条 この要領は、刈谷市コミュニティバス「かりまる」（以下「かりまる」という。）を広告媒体とする広告掲載の取扱いに関し、刈谷市広告掲載要綱（平成21年12月1日施行。以下「要綱」という。）第3条第3項及び第4条の規定に基づき、要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### （用語）

第2条 この要領において使用する用語は、要綱において使用する用語の例による。

### （広告主）

第3条 要綱第3条第2項各号に掲げるもののほか、次の各号のいずれかに該当するものは、広告主としないものとする。

- （1）貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定するもの又はこれに類似するもの
- （2）ギャンブル（宝くじに関するものを除く。）行為を行うもの
- （3）市税の未納があるもの
- （4）その他「かりまる」に掲載する広告主として適当でないと市長が認めるもの

### （広告の掲載場所及び掲載方法）

第4条 広告の掲載は、車体側面及び後部に、塗装を傷つけない特殊フィルム等で貼付して行うものとする。

2 前項に定めるもののほか、掲載場所及び掲載方法に関し必要な事項は、市と広告主との協議により定めることができる。

### （広告の掲載期間）

第5条 広告の掲載期間は、当該広告の掲載の開始日から1年を超えない範囲内において市長が定める日までとする。ただし、当該掲載期間の末日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とすることができます。

- （1）掲載期間を延長する場合広告主と協議して市長が定める日

(2) 第10条の規定に該当する場合広告の撤去された日

(広告の規格)

第6条 広告の色彩、意匠その他デザインが、次の各号のいずれかに該当する場合は、その広告は掲載しないものとする。

- (1) 道路交通上の安全を阻害するおそれのあるもの
- (2) 車両運行上の支障となるもの
- (3) 蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料が使用されたもの
- (4) 周囲の運転者の誤解を招き、又は注意力を散漫とさせるおそれのあるもの

2 前項各号の規定に該当しない広告であっても、次の各号に該当する場合は、その広告は掲載しないものとする。

- (1) 法令又は条例若しくは規則に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (2) 宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの
  - ア 宗教団体等による布教推進を主目的とするもの
  - イ 特定の意見の主張又は特定の個人の宣伝を主たる目的とするもの
  - ウ 国内世論が大きく分かれているもの
- (3) 特定の政党又は政治団体の利益となるもの
  - ア 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
- (4) 青少年の健全育成に支障があると認められるもの
  - ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業に関するもの
  - イ 風俗営業類似の業種に関するもの
  - ウ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条第2号に規定するインターネット異性紹介事業又はこれに類似する事業に関するもの
  - エ ギャンブル（宝くじに関するものを除く。）に関するもの
  - オ 裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの
  - カ 暴力又はわいせつ性を連想させるもの
  - キ その他青少年の身体、精神又は教育に有害なもの
- (5) その他公の秩序又は善良の風俗に反するもの

- ア 人権侵害、名誉毀損、各種差別的なもの
- イ 訹謗、中傷又は排斥するもの
- ウ 暴力や犯罪を肯定し助長するもの
- エ 残酷な描写など、善良の風俗に反するもの

(6) 消費者保護の観点からふさわしくないもの

- ア 労働基準法（昭和22年法律第49号）等関係法令を遵守していない人材募集に関するもの
- イ 著作権やその他の権利を侵しているもの
- ウ 誇大な表現を含むもの
- エ 虚偽の内容を表示するもの
- オ 責任の所在が明確でないもの
- カ 法律で禁止されている商品や、無認可商品、粗悪品などの不適切な商品、サービスを提供するもの
- キ 国、地方公共団体、その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービス等を推奨、保証、指定しているかのような表現をしているもの

(7) 犯罪を誘発するもの又はおそれのあるもの

- ア 銃砲刀剣類（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第2条に規定する銃砲及び刀剣類をいう。）及びその他の危険物に関するもの
- イ 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）第2条第2項第38号に規定する郵便物受取サービス事業（私設私書箱事業）及び電話受付代行業等に関するもの

(8) 「かりまる」の目的、公共性、公益性及び品位を損なうおそれのあるもの

- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団に関するもの
- イ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与える恐れのあるもの
- ウ 占い、運勢判断等に関するもので病気や治療に關係あるものや医療類似行為を暗示するもの及び物品等の販売に關係あるもの

エ 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に関するもの

オ 債権の取立て、示談の交渉等に関するもの

カ 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条第1項に規定する連鎖販売取引及び同法第51条第1項に規定する業務提供誘引販売取引又はこれらに類似する取引に関するもの

キ 割賦販売法（昭和36年法律第159号）第11条に規定する前払式割賦販売等に関するもの（経済産業大臣の許可を受けた者に係るものを除く。）

ク 通貨及び郵便切手を複写して使用しているもの

ケ 個人情報等に関する内容を搜索、調査、探偵するもの

コ 養子縁組、結婚相談、交際紹介に関するもので犯罪等を誘発するもの又はおそれのあるもの及び広告に偽りのある疑いのあるもの

サ 法律の定めのない医療類似行為を行うもの

シ 行政機関からの行政指導を受け、改善をしていないもの

ス 国際関係を悪化させるおそれのあるもの

セ 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの

（9）その他「かりまる」への広告掲載が適当でないと市長が認めるもの

3 第3条各号の規定及び要綱第3条第2項各号の規定に該当するもの（以下この条において「広告規制対象者」という。）に係る広告は、当該広告が前2項各号の規定に該当しない場合であっても、当該広告を掲載してはならない。

4 前項の規定は、掲載期間中に広告に掲載された事業者等が広告規制対象者に該当するに至った場合の広告について準用する。

（広告掲載の申込受付）

第7条 広告掲載を希望する者（以下「申込者」という。）は、刈谷市コミュニティバス「かりまる」広告掲載申込書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（広告掲載の仮決定）

第8条 市長は、前条の申込書を受理した場合は、その内容を審査し、広告主として適當と認めたときは、広告掲載を仮決定し、刈谷市コミュニティバス「か

りまる」広告掲載仮決定通知書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。なお、この場合において、申込者が募集枠を超えたときは、公平性を保持するため、次の基準に基づき順位付けを行うものとする。項目ごとに次の順序で申込者を評価し、広告主を決定するものとする。

（1）掲載希望箇所数による評価

各車両において掲載希望箇所数が多い事業者を優先して決定する。広告主が決定しない場合は（2）の評価によるものとする。

（2）広告掲載面積による評価

各車両において広告掲載面積の合計が大きい事業者を優先して決定する。広告主が決定しない場合は（3）の評価によるものとする。

（3）申込者の所在地による評価

市内に本社（本店）を有する事業者、市内に支社（支店）や営業所等を有する事業者、前述以外の事業者の順に優先して決定する。

上記評価により同順位の場合は、抽選により決定するものとする（抽選は事務局で行うものとし、申込者は抽選時に立会をすることができる）。

2 前項の規定により仮決定を受けた者（以下「仮決定者」という。）は、市長が指定する期日までに広告素案を提出しなければならない。また、仮決定後から広告掲載決定までの期間、広告主は掲載の取りやめをできないものとする。

（広告掲載又は不掲載の決定）

第9条 市長は、前条第2項の広告素案を受理した場合は、その内容を審査し、広告掲載の可否を決定したときは、刈谷市コミュニティバス「かりまる」広告掲載（不掲載）決定通知書（様式第3号）により仮決定者に通知するものとする。

（掲載中の広告の撤去）

第10条 広告主は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに広告を撤去しなければならない。

（1）要綱第8条の規定により、市長が広告掲載を取り消したとき。

（2）市長が広告の撤去を要請したとき。

（申込内容の変更）

第11条 広告主は、申込内容を変更するときは、刈谷市コミュニティバス「か

りまる」車両広告申込内容等変更申請書（様式第4号。以下「変更申請書」という。）を市に提出するものとする。

2 市は、変更申請書の提出があったときは、刈谷市コミュニティバス「かりまる」車両広告内容変更決定通知書（様式第5号）にて広告主に通知する。

（掲載の取り消し）

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消すことができる。

（1）要綱第8条の各号のいずれかに該当するとき。

（2）広告主から掲載の取り下げの申出があったとき。

2 市長は、前項の規定により広告の掲載を取り消したときは、刈谷市コミュニティバス「かりまる」車両広告掲載取り消し通知書（様式第6号）により広告主に通知する。

（「かりまる」が運行しない場合の取扱い）

第13条 次の各号に該当する場合は、「かりまる」を運行しない。

（1）12月29日から翌年1月3日まで

（2）荒天等により運行が困難と認められる日

（3）バス車両の修理、点検等の実施日

2 前項第2号又は第3号に該当することにより、各月の1日から月末までの1か月を通じて運行しなかった場合は、年間の広告料を12で除して得た1か月分を、広告を掲載したバス車両の1か月あたりの運行日数が15日に満たないときは、日割り計算により、運行しなかった日数分の広告料（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を広告主に返還するものとする。

3 広告主は、広告料の還付を受けようとするときは、刈谷市コミュニティバス「かりまる」車両広告料還付請求書（様式第7号）により市長に請求しなければならない。

（広告が破損した場合の取扱い）

第14条 広告主は、天災、事故等により、バス車両に掲載した広告に破損等が生じたときは、速やかに広告の修復作業を実施しなければならないものとし、当該修復作業にかかる費用負担については、広告主が行うものとする。

2 前項の規定による修復作業を実施したときは、日割り計算により、広告に破

損等が生じてから修復作業完了までの日数分の広告料を様式第7号により請求することができる。

- 3 経年に起因する広告の劣化について、市又はバス事業者は責任を負わない。  
(広告主の責務)

第15条 広告の作成費用、バス車両への掲載費用、掲載期間が終了したとき、若しくは掲載を中止したときの撤去費用及び処分費用は、広告主が負担しなければならない。ただし、掲載中止の理由が、第10条第2号に該当するときは、この限りではない。

- 2 広告の素材等に起因して窓ガラスの破損、車体塗装の剥離等が生じたときは、広告主が現状に復さなければならない。
- 3 広告主は、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

(補則)

第16条 この要領に定めるもののほか、広告主の募集及び選定方法、広告の規格等の必要な事項は、市が別に作成する募集要項により定めるものとする。

附 則

この要領は、令和8年1月5日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

刈谷市コミュニティバス「かりまる」広告掲載申込書

年 月 日

刈谷市長

申込者 住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名

電話番号

下記のとおり申し込みます。

広告掲載希望車両	
掲載期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
希望掲載位置	
担当者	担当部署： 担当者氏名： 電話番号： ファックス： 電子メール：
確認事項	事項を確認の上、該当する事項のみ□にレ印を記入してください。 <input type="checkbox"/> 刈谷市広告掲載要綱、刈谷市コミュニティバス「かりまる」広告取扱要領及び刈谷市コミュニティバス「かりまる」広告募集要項の内容を遵守します。 <input type="checkbox"/> 弊社は本社、支社および営業所等の事業拠点が刈谷市に存在する事業者です。市が税務資料の閲覧を行うことに同意します。

添付書類

(1) 会社の概要を説明する書類（パンフレット）

(2) 市町村の完納証明書（市外の民間企業等）

様式第2号（第8条関係）

刈谷市コミュニティバス「かりまる」広告掲載の仮決定通知書

年 月 日

様

刈谷市長

年 月 日付けで申込みのありましたことについて、下記のとおり、  
仮決定しますので、年 月 日までに広告素案を提出してください。

記

1 仮決定の内容

（1）広告を掲載する車両及び場所

（2）広告を掲載する期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

（3）広告料

年度	円
----	---

様式第3号（第9条関係）

刈谷市コミュニティバス「かりまる」広告掲載（不掲載）決定通知書

年 月 日

様

刈谷市長

年 月 日付けで申込みのありましたことについて、下記のとおり、決定します。

記

1 掲載する

- (1) 掲載する広告の規格・デザイン等
- (2) 広告を掲載する車両及び場所
- (3) 広告を掲載する期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

(4) 広告料

年度 円

2 掲載しない

理由：

様式第4号（第11条関係）

刈谷市コミュニティバス「かりまる」車両広告申込内容等変更申請書

年 月 日

刈谷市長

申込者 住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名

電話番号

刈谷市コミュニティバス「かりまる」車両広告について、下記のとおり変更  
したいので申請します。

記

1 変更年月日 年 月 日より  
(期間を定める場合 年 月 日まで)

2 変更内容

様式第5号（第11条関係）

刈谷市コミュニティバス「かりまる」車両広告申込内容変更決定通知書

年 月 日

様

刈谷市長

年 月 日付けで届出のありましたことについて、下記のとおり、決定しましたので、通知します。

記

1 決定区分 承認する

承認しない

(理由)

様式第6号（第12条関係）

刈谷市コミュニティバス「かりまる」車両広告掲載取消通知書

年 月 日

様

刈谷市長

年 月 日付けで届出のありましたことについては、下記のとおり取り消しましたので通知します。

記

1 掲載許可路線

線

2 広告規格・掲載場所等

3 取消の理由

様式第7号（第13条関係）

刈谷市コミュニティバス「かりまる」車両広告料還付請求書

年 月 日

刈谷市長

申込者 住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名

電話番号

刈谷市コミュニティバス「かりまる」車両広告料について、下記のとおり還付を請求したいので届出します。

記

送り先	銀 行		
	信用金庫		
	信用組合		
	農 協		
預金種目	1 普 通	口座番号	
	2 当 座		
フリガナ			
口座名義			
還付金額	円		
還付対象	刈谷市コミュニティバス「かりまる」 線		
還付理由	のため		
	(代車運行日数 月分 日)		